

2025 年 8 月 19 日

新潟最低賃金審議会
会長 長谷川 雪子 様

新潟労働局
局長 福岡 洋志 様



新潟市中央区川岸町2丁目4-
えちごユニオン
執行委員長小山一郎

新潟地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立て

2025年度の「新潟地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありました。以下のとおり異議申出を行います。

1. 異議の内容

- (1) 2025年度の新潟県最低賃金「1050円」については不服です。
- (2) 新潟県最低賃金は、新潟県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額1500円以上に引き上げるべきです。

2. 異議の理由

- (1) 長谷川審議会会長は、「物価上昇を踏まえ、労働者の生活を守ることを重視しつつ、事業者の負担にも配慮して2円を上乗せした」との事ですが、そもそも、現行の最低賃金では、労働基準法が規定する「人たるに値する生活」には程遠く、憲法の規定する「最低限度の生活」も営めないという現状認識に欠け、審議の前提そのものを、意図的に歪めていると指摘しなければなりません。
したがって、その現行の最低賃金に「物価上昇を踏まえつつも、事業者の負担に配慮した」上げ幅では、現行の賃金ベースそのものが「最低限度の生活」に耐えられない水準である以上、労働者の生活を守るにはあまりにも程遠い数字というしかありません。
- (2) 使用者側は、これまで、憲法が規定する「最低限度の生活」さえ営めない賃金しか支払わず、労働者を「違法」に酷使してきたことを真摯に反省し、「人たるに値する生活」が営めるための賃金を保障するのは当然の責務であることを改めて自覚すべきです。
- (3) 一方、労働者側委員は「本音は満足する数字ではないが、目安の額を上回っており賛成した」と評価したようですが、労働者の生活を守る立場からは、桁の違う数字を評価するなどあってはならないものです。
- (4) これまでのこうした審議結果が、欧州等の半分程度しかない最低賃金水準を労働者に押し付けてきた大きな要因と言っても過言ではなく、法を無視してきた審議が問われていると考えます。
- (5) 政府が目標とする「20 年代 1500 円」は最低のものとして、それさえ達成することができない額は論外です。労働基準法が規定する「人たるに値する生活」の趣旨は遠い将来への努力目標ではなく、現在を保障しなければならないものであり、それには、今すぐ 1500 円の実現が必要です。それを実行するには、今次答申では大きく不足しており、改めて大幅増の改定答申を求めます。

以上